

# 美術品補償制度

(展覧会のために借り受けた美術品の損害に係る政府による補償制度)

## 申請要領



令和3年12月

## 注意事項

- ・この申請要領（申請様式等を含む）は、必要に応じ、見直しを行う場合があります。申請に当たり文化庁ホームページで最新の様式を御確認ください。
- ・審査は、法律、政令、省令の他、「文化審議会美術品補償制度部会審査における確認事項（美術品補償制度部会決定）」に基づいて行われます。当該確認事項は部会における審議により随時更新されるため、申請にあたり文化庁ホームページで最新のものを御確認ください。
- ・この申請要領において、単に法、政令、省令とある場合には下記を指します。
  - 法：展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）
  - 政令：展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成 23 年政令 156 号）
  - 省令：展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成 23 年文部科学省令第 23 号）ただし、別途用語の説明のある場合は、それによります。

## 全 体 目 次

<b>第1部 美術品政府補償制度の説明</b>	1
1 美術品補償制度の概要	3
(1) 趣旨・目的	3
(2) 補償内容	4
(3) 展覧会の要件	6
(4) 主催者の要件	8
(5) 施設の要件	9
(6) 美術品の要件	10
(7) 対象美術品の取扱いに関する基準の遵守	11
(8) 美術品の状態確認	12
(9) 補償契約の締結（年間補償契約締結限度額、補償期間等）	14
(10) 補償金の支払	15
(11) 法令の適用関係（補償契約の解除、請求権代位、準拠法等）	16
(参考) 強制執行等の禁止措置について	17
2 申請から契約終了までの流れ	18
(1) 事前相談	19
(2) 事前照会	20
(3) 本申請	22
(4) 文化審議会における審査	25
(5) 文部科学大臣からの審査結果の通知	26
(6) 補償契約の締結	27
(7) 展覧会の開催	28
(8) 実施報告書の提出	29
3 その他	30
(1) 会計資料等の適正な提出、保存及び調査	
(2) 広報用資料等への美術品補償制度適用の明記	
(3) 文化庁広報誌等への協力	
<b>第2部 提出書類の様式等</b>	31
1 申請書類の様式一覧	33
2 その他の様式一覧	34
3 様式	35

第3部 関係資料等	137
1 契約関係	139
(1) 美術品の政府による補償に関する契約書(案)(和文)	139
(2) 日本国政府 補償契約約款(和文)[平成25年4月1日版]	140
(3) 政府補償証明書	143
(4) 美術品の政府による補償に関する契約書(案)(英訳)	144
(5) 日本国政府 補償契約約款(英訳)[1/4/2013]	145
2 美術品補償制度関係法令	150
(1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律(和文)	150
(2) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令(和文)	152
(3) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(和文)	153
(4) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律(英訳)	155
(5) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令(英訳)	157
(6) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(英訳)	158
3 関連法令	161
(1) 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(和文)	161
(2) 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(抄)(和文)	162
(3) 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(英訳)	163
(4) 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(抄)(英訳)	164
(5) 支出官事務規程第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(財務省告示)	165
(6) 原子力損害の賠償に関する法律(抄)	166
4 その他	167
(1) 美術品補償制度申請要項(文化庁長官決定)	167
(2) 文化審議会美術品補償制度部会における審査の流れ	169